

家庭を愛し、青少年を健やかに育てましょう



# 牧水の偉業をしのぶ

9月17日盛大に牧水祭

恒例の牧水祭が、9月17日坪谷の歌碑前で盛大に行われました。

当日は、牧水顕彰会の関係者、遺族をはじめ300人が参列し神事のあと、三浦治郎吉さん(坪谷)が歌碑に刻まれた「ふるさとの…」の歌を朗詠、坪谷中学校生徒が同歌を合唱するなか、同中学校生徒の三好美喜さん、矢野亜由美さんがみこ姿で歌碑に清酒をそそぎました。

ひきつづき会場を生家にうつし短歌入選者の発表、選評が行われ最後に、塩月儀市さんによる「牧水の生涯」と題した記念講演を行い、ありし日の牧水の偉業をしのびました。



昭和59年 10月号 第398号

発行/東郷町役場・編集/企画財政課

ふるさとの尾鈴の山のかなしきよ

秋もかすみのたなびきて居り

牧水



# 退職者医療制度が発足

## 10月1日から施行

このたびの国会で、国民健康保険法が改正になり、「退職者医療制度」が十月一日より発足し施行されます。

この退職者医療制度とは、長い間、会社や役所等に勤め厚生年金保険や共済組合船員保険などから年金を受給している本人とその家族が該当になり申請手続きが必要になります。手続きや問い合わせは

役場住民課国民健康保険係にしてください。

この制度に加入できる人 退職被保険者

この制度の対象となる人は、次の要件を満たす人とその家族とされています。

- ①国民健康保険に加入している人
- ②厚生年金や共済年金などの被用者年金制度の老齢（退職）、年金を受給できる人（被用者年金の期間が二十年以上）か、四十歳以上で、十年以上の通算老齢（退職）年金を受給できる人のいずれか。
- ③老人保健法の適用を受けていない人。

家族（被扶養者）はどうなるか

ここでいう家族（被扶養者）とは、本人（退職被保険者）の父母配偶者（内縁を含む）及び子、孫、弟、妹などで三親等以内の親族であって、同一の世帯に属している主として本人（退職被保険者）によって生計を維持している人となります。

なお、老人保健法の適用を受けている人は含まれません。

### 保険税はどうなるか

保健税については、従来の国民健康保険に加入していたときと同じです。

- ①所得割額
  - ②資産割額
  - ③均等割額
  - ④平等割額
- によって計算され、保険税として納めていただくこととなります。

### 給付は

- ①退職者本人は八割
- ②家族は外来七割、入院八割となり、高額療養費も支給されかのようになります。

### 〔高額療養費〕

退職被保険者本人とその被養者の方が医療機関などにかかったとき、一部負担の額が、五万一千円（低所得者の場合は三万円）を超えるときには、その超えた額について役場住民課の窓口で請求すれば、「高額療養費」として払い戻しをされることとなります。

なお、複数の家族が同時に医療機関にかかり、自己負担が三万円以上の場合、合算して五万一千円となります。また一年以内で四回以上高額療養費が支給される場合は負担限度額は三万円になります。



## たすけあい共同募金 にご協力を

「やさしさを隣人に」  
このスローガンのもとに毎年共同募金のご協力をお願いしておりますが、昨年度においても町民の皆様のご協力で九四四、七七〇円の募金が集り、目標額の二〇二・九パーセントの実績を納めました。

この募金のうち七六パーセント七二四、七七〇円が東郷町に還元され、社会福祉事業の唯一の自主財源として受け入れられ、在宅福祉をはじめ各種福祉事業に大きな財源となっております。

昭和五九年度も、一一〇万円の目標が示され、十月一日から三月末日まで募金活動を展開することになりました。

最近における急速な高令化社会への移行をはじめ、国民生活の向上や国民意識の変化等に伴い、国民の福祉ニーズは、ますます多様化、高度化してきており民間社会福祉事業の役割は一層重要となっております。

先にも申し上げましたように実績に応じ七六パーセントの配分還元を受けており、在宅福祉、又は

### 海外(米国)派遣農業 実習生を募集

- 県では次のとおり海外派遣農業実習生を募集しています。
- ▽募集期間 10月31日まで
  - ▽派遣国 米国
  - ▽派遣期間 昭和60年3月から昭和61年3月まで
  - ▽経費 十七万円（うち個人負担二万円）
  - ▽応募資格
    - ◎年令 昭和29年4月1日から昭和41年3月31日生
- 詳しくは役場農林課へお問い合わせください。

### 農業委員会だより

## 経営移譲とは—2—

#### ●経営移譲の要件

- ①経営移譲の終るちようど一年前の日（基準日）に、自分名義で所有するか、借り入れて耕作または養畜の事業をしている農地等（農地と採草放牧地をいう）の面積が三十アール以上ある人が、
- ②基準日以降一年間に自分名義で買入れたり、戻ってきた農地等も含めて、これらの農地等を後継者か第三者（他の農家など）のいずれか一方に、農地法または農用地利用増進法上の手続きをとって適格にその権利を譲り渡したり、貸したりして農業経営から引退することです。

#### 一、後継者に移譲する場合

##### ▼後継者移譲の相手方は

経営移譲をする人の直系卑属（子や孫）のうち、経営移譲の終る日まで引き続き三年以上農業に従事していた人で、一人に限られます。Uターン後継者については、引き続き三年以上の農業従事についての特例措置があります。

##### ▼農地等の処分方法は

基準日にあった自分名義の自作地と小作地（基準日以降に取得し

た自作地や借り入れた小作地を含む）のすべてを、一人の後継者に次のように処分しなければなりません。

- (1)自作地、後継者に譲り渡すか貸す（所有権の移転か使用収益権の設定）。
- (2)小作地は、後継者にその権利を移すか、貸すか（使用収益権の移転か設定）、地主に返す（使用収益権の消滅）※使用収益権



あとはまかせによ

設定の場合、その権利の存続期間が、十年以上であることが必要です。

#### 二、第三者に移譲する場合

##### ▼第三者移譲の相手方は

次に掲げるものです。後継者移譲の場合と違って、移譲をする相

手方は二人以上でもよいことになっていきます。

- (1)農業者年金の被保険者
- (2)六十歳未満の者であって次のいずれかに該当するもの
  - ①自分名義の農地等の面積が五十アール以上の農業経営主
  - ②自分名義の農地等の面積が三十アール以上五十アール未満であり、そのうえ年間の農業労働時間が七百時間以上である農業経営主
  - ③農業者年金基金、農地保有合理化法人
  - ④農業生産法人、農協等

#### ▼農地等の処分の方法は

基準日を持っていた自分名義の自作地と小作地について、自留地として十アールの範囲内で保留できますが、自留地以外の農地等は適格な第三者に次のように処分しなければなりません。

- (1)自作地は、第三者に売り渡すか、貸す（所有権の移転か使用収益権の設定）。
  - (2)小作地は、第三者にその権利を移すか、地主に返す。（使用収益権の移転か消滅）
- ※ 使用収益権の設定の場合はその権利の存続期間が十年以上であること。このほか、農業生産法人の構成員である人が経営移譲する場合は、別個の要件が定められている。

詳しくは町農業委員会事務局へお問い合わせください。

## 全国防犯運動

10月11日～20日

戸締りは大丈夫ですか。  
全国防犯運動が、十月十一日から二十日までの十日間実施されます。

この運動は、警察、関係機関及び地域住民が一体となって国民の防犯意識の高揚を図るための施策その他の防犯対策を総合的に推進し、安全で住みよい地域社会の建設を図ることを目的として実施するものです。今年には特に、少年を取り巻く社会環境の浄化に重点がおかれ実施されます。

また、行楽の秋を迎えて、家族そろって出かける機会も多くなります。出かけるときは、確実な戸締り、近所への協力をお願いし次の点に注意しましょう。

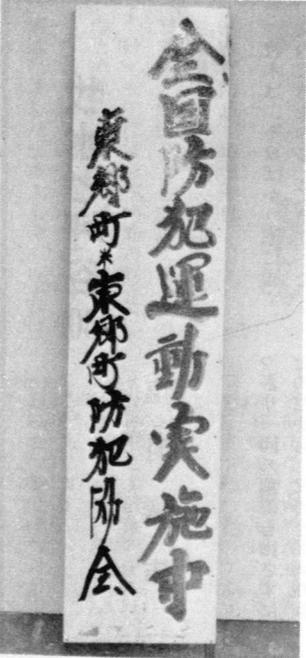
- カギをかけたかどうか、もう一度確認を。
- 玄関や勝手口ばかりでなく、応接間、浴室の窓、トイレの高窓や二階の窓もよく確認を。

#### ○ちよつとの留守でも必ず戸締りを。

空巣ねらいは、四、五分もあれば、ひと仕事、を終えるといわれるほど素早い犯罪です。買物でも必ず戸締りを。

行楽など家族で出かける場合は隣近所へ「ひと声」かけて出かけるようにしましょう。

※町防犯協会と警察では、この期間中に町内の各事業所等について夜間の防犯診断を行います。



点描 (36)

民具・民芸品を訪ねて

この前、坪谷の三浦治郎吉さん(町老連副会長)が、「見台を見つ...」

「見台」で黒ぬりのピカピカ。脚台が広く見台が斜上になって、語る人がいかに上手そうな、上品な人に見えました。

切り場の争いごとであります。茅切り場は、鶴野木山や荒平山の名が出ています。

牧水と坪谷 (30)

塩月儀市

牧水は二十日ばかり家に居て次の二首をのこして旅立った。父の髪母の髪みな白み来ぬ子はまた遠く旅をおもへる

振動障害の早期発見を！ 林業労働者特殊健康診断

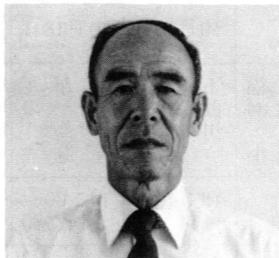
林業労働における、振動障害の早期診断、早期治療を目的として「チェンソー作業従事者を対象として」

本町においても、この期間中に毎月実施しています。巡回相談と併せて、巡回相談を実施するようにしています。

チェンソーを用いて林業に従事する者。受診日には、健康保険被保険者証、国民保険被保険者証を必ず持参してください。

行政相談週間 10月14～20日

十月十四日から二十日までは、「行政相談週間」です。総務庁では、毎年春と秋にこの週間を設け、行政相談活動の紹介につとめています。



行政相談委員の山口俊一さん

本町においても、この期間中に毎月実施しています。巡回相談と併せて、巡回相談を実施するようにしています。

女性労働旬間 十月二十一日～三十一日 女性の意欲と能力が 発揮できる職場づくりを

働く女性の三人に一人は女性。働く女性は年々増加し、昭和五十八年には千四百八十六万人を数え、働く人の三人に一人は女性という時代になり、わが国の経済社会に大きな役割を果たしています。

も整っているとは言えません。働く女性の福祉の増進と地位の向上を目指して、このようなギャップを埋めるため、労働省では毎年十月に「婦人労働旬間」を設け、働く婦人の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的として、社会一般の人々の認識を深め、労使の理解と協力を促すよう努めています。

あなたの職場でも、「婦人労働旬間」を機会に、「働く女性」の意欲と能力、待遇などについて話し合ってみませんか。



大切な「土」

「土の日」をご存じですか。十月の第一土曜日は土に感謝する意味で全国的に「土の日」が定めてあります。本県でも昭和四十九年以来、県民運動として取り上げられ、その啓蒙が行われてきました。

肥料、また、農作業の機械化等に依存する農家が多くなり、土壌管理が粗放的になりがちです。このことは、地力が減退し、ひいては農作物の生産力の低下が心配されています。

「土」は、わたしたちの生活の基盤をなすものであり、土なくして生活を営むことはできません。「土の日」を機会に、土の大切さを再認識し、土を愛し土作り運動を進めていただきたいものです。

駐在所たより

飲酒運転追放 昨年は八名検挙

飲酒運転は、最も悪質な違反行為であることは言うまでもありません。「ちょっとぐらいい」「そこまでだから」などと軽い気持ちで大きな事故へとつながります。

青少年の健全育成は 家庭から

青少年の健全育成の基本は家庭であり、親は子どもに対する「しつけ」など認識を高め非行防止につとめたいものです。

あいさつ運動

日向市など町外からきた人から「東郷町の子どもは、よくあいさつをしますね」というようなことをよく耳にします。「おはようございます。」「さようなら。」この言葉の中には、非行とは結びつくことのできないやさしさがあります。



胃集団検診

本年度第二回目の胃集団検診が四十歳以上の男女を対象として次のとおり実施されます。対象者は全員受検し病気の早期発見につとめましょう。

- ◎対象者 40歳以上、(但し、40歳以下でも希望者は受けられますが、料金は二、九〇〇円です。)
- ◎料金 一、二〇〇円(70歳以上生活保護世帯、町県民税非課税世帯は無料)
- ◎受診希望者は、各組合長を通じて申し込んでください。
- ◎実施日及び場所
  - 10月23日 農協坪谷支所
  - 10月24日 中央公民館
  - 10月25日 〃
  - 10月26日 農協寺迫支所

ポリオワクチン接種が次のとおり実施されます。  
◎該当者 生後3ヶ月〜18ヶ月児

期日	該当地区	受付時間	場所
10月18日	寺迫	14:00~14:30	寺迫公民館
10月19日	仲深・坪谷・越表 下渡川	13:40~14:10	坪谷保育所
10月23日	福瀬・小野田・迫野内・八重原・田野・羽坂 鶴野内	14:00~15:00	中央公民館

◎日程

(ただし、18ヶ月〜48ヶ月児で二回とも未接種者を含む)  
◎受診上の注意  
①体調不良の者(発熱、下痢など)  
②麻疹、BCG、おたふくかぜなどの予防接種を受けて一ヶ月を過ぎていないこと。  
③生ワクチン投与は、年二回実施するのでできるだけ生後18ヶ月の間に二回受けること。  
④四歳をすぎるとポリオワクチンは受けられなくなります。  
※母子手帳を忘れずに!!

行政相談

国の仕事をはじめ、国鉄・電々公社などの仕事・県や町の仕事に

心配ごと相談

次のとおり心配ごと相談が実施されます。心配ごと・悩みごとなどどんなことでも遠慮なくご相談ください。

なお、各地区の相談員(民生委員)による地区相談も、毎週火曜日にそれぞれの相談員宅で開設していますので併せてご利用ください。  
▽日時 10月16日 9時〜15時  
▽場所 老人福祉館

今月の納税等  
国民健康保険税五期  
町県民税三期

10月21日  
第24回  
町民体育大会  
なんでも挑戦  
みんなで参加

善意のともしび

忌明けとして、つぎのかたから町社会福祉協議会へ社会福祉のために善意がよせられました。厚くお礼申し上げます。  
◎門川町の養毛春代さんから(志田フイさん・83歳ご死去)  
◎木城町の甲斐巖さんから(甲斐タダさん・83歳ご死去)

(ご寄付)

町社会福祉協議会へ、明德福祉会山陰保育園(小野田)の假谷明子さんから社会福祉事業に役立てて欲しいと、ご寄付をいただきました。ありがとうございました。

戸籍たより

八月届出分

出生おめでとう

赤ちゃんの名	父の名	住所
高瀬恵子	爲希	寺迫

結婚おめでとう

氏名	住所
長渡 清照 石村 加代子	福瀬 延岡市

ご冥福を祈ります

氏名	年齢	住所
山本サカエ	83	鶴野内

まちのうごき

人口 6,392人(+12)  
男 3,072人(+9)  
女 3,320人(+3)  
世帯 1,769戸(+1)  
59年9月1日現在  
( )は対前月比